

昭和四十五年法律第百三十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第三章 産業廃棄物

第三節 産業廃棄物処理業

(産業廃棄物処理業)

第十四条

12 第一項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物収集運搬業者」という。)又は第六項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処分業者」という。)は、産業廃棄物処理基準に従い、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。